

第百六十四回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成十八年四月二十日(木曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 鈴木 恒夫君

理事 井上 喜一君 理事 遠藤 武彦君

理事 鈴木 淳司君 理事 棚橋 泰文君

理事 鳩山 邦夫君 理事 笹木 竜三君

理事 寺田 学君 理事 佐藤 茂樹君

理事 稲田 朋美君 理事 上野賢一郎君

浮島 敏男君 小里 泰弘君

小淵 優子君 木原 稔君

古賀 誠君 谷畑 孝君

西村 明宏君 萩原 誠司君

福田 峰之君 藤野真紀子君

松本 文明君 望月 義夫君

山本 有二君 大串 博志君

近藤 洋介君 高山 智司君

古本伸一郎君 細川 律夫君

牧 義夫君 三日月大造君

井上 義久君 上田 勇君

吉井 英勝君 菅野 哲雄君

滝 実君

総務大臣 竹中 平蔵君

総務副大臣 山崎 力君

総務大臣政務官 桜井 郁三君

政府参考人 縄田 修君

(警察庁刑事局長)

衆議院調査局第二特別調査室長 岩尾 隆君

委員の異動

二月二十七日

辞任

小沢 鋭仁君

補欠選任

伴野 豊君

辞任

大塚 拓君

倉田 雅年君

伴野 豊君

補欠選任

上野賢一郎君

小淵 優子君

古本伸一郎君

同日

辞任

上野賢一郎君

小淵 優子君

古本伸一郎君

補欠選任

大塚 拓君

倉田 雅年君

伴野 豊君

四月十四日

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)は本委員会に付託された。

二月十六日

公職選挙制度の改善に関する陳情書(横浜市中区山下町七五米岡幸男(第一一六号)市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区の早期見直しに関する陳情書(宮崎市橘通東二の〇の一坂元裕一外七名(第一一七号)選挙制度の改善に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一小倉基)(第一一八号)

一月二十四日

インターネットを利用した選挙運動の解禁を求める意見書(北海道門別町議会(第一一七五号)インターネットを利用した選挙運動の解禁を求める意見書(福島市議会(第一九四八号)

二月二日

インターネットを利用した選挙運動の解禁を求める意見書(福島市議会(第一九四八号)永住外国人の地方参政権に関する意見書(兵庫県朝来市議会(第一九四九号)

在外選挙権の制限撤廃に向けて公職選挙法の改正等を求める意見書(兵庫県議会(第一九五〇号)十八歳選挙権の早期実現を求める意見書(長野県)

県辰野町議会(第一九五一号)

三月二十七日

永住外国人の地方参政権確立に関する意見書(兵庫県養父市議会(第二二六六号)四月十日

インターネットを利用した選挙運動に関する意見書(名古屋市中議会(第三五一四号)選挙運動へのインターネット活用を求める意見書(宮崎県議会(第三五一五号)

ローカル・マニフェストの導入に向けた公職選挙法の改正に関する意見書(岩手県議会(第三五一六号)同月十七日

在外選挙権の制限撤廃に向けて公職選挙法の改正等を求める意見書(兵庫県赤穂市議会(第三九一一号)在外選挙権の制限撤廃に向けて公職選挙法の改正等を求める意見書(兵庫県宝塚市議会(第三九一二号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件(第四十四回衆議院議員総選挙の結果等概要)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。
この際、総務大臣、総務副大臣及び総務大臣政務官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。総務大臣竹中平蔵君。
○竹中国務大臣 昨年の十月三十一日に総務大臣を拝命いたしました竹中平蔵でございます。

当委員会の皆様方には、かねてから格別の御高配にあずかっていることに對しまして、この機会に厚く御礼を申し上げます。

選挙が民主政治の基盤をなすものであることを考えますとき、選挙制度や政治資金制度を所管する総務省の大臣として、その責任の重大さを痛感いたしております。

私といたしましては、今後とも、公正かつ明るい選挙の実現に向けて最大限の努力を重ねていく所存でありますので、何とぞ御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○鈴木委員長 次に、総務副大臣山崎力君。

○山崎副大臣 昨年の十一月二日に総務副大臣を拝命いたしました山崎力でございます。

竹中大臣を補佐し、全力で職務に邁進してまいりますので、鈴木委員長を始め、理事、委員の皆様方の格段の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。(拍手)

○鈴木委員長 次に、総務大臣政務官桜井郁三君。

○桜井大臣政務官 昨年の十一月二日に総務大臣政務官を拝命いたしました桜井郁三でございます。

山崎副大臣とともに竹中大臣を補佐し、全力を尽くしてまいりますので、鈴木委員長を始め、理事、委員の皆様方の格段の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。(拍手)

○鈴木委員長 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長縄田修君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 昨年九月に行われました第四十四回衆議院議員総選挙及び第二十回最高裁判所裁判官国民審査の結果の概要について、政府から説明を求めます。竹中総務大臣。

○竹中総務大臣 この機会に、第四十四回衆議院議員総選挙及び第二十回最高裁判所裁判官国民審査の結果の概要について御報告申し上げます。

御承知のとおり、今回の選挙は、平成十七年八月八日に衆議院が解散されたことによる総選挙で、選挙すべき議員の数は、小選挙区選挙で三百人、比例代表選挙で八百八十人、合計四百八十人でした。

また、衆議院議員総選挙としては初めて期日前投票が適用になりました。

選挙当日の有権者数は一億三百七万人で、前回の総選挙に比べ七十六万人増加し、過去最高となっております。

次に、投票の状況について申し上げます。

九月十一日の投票日は、一部の地域を除き、全国的に曇りまたは小雨の天気でした。

投票率は、小選挙区選挙で六七・五％、比例代表選挙で六七・四％で、これは、前回に比べいずれも七・六五ポイント上昇し、平成五年の総選挙以降では過去最高となっております。

次に、立候補の状況について申し上げます。

小選挙区選挙については、候補者数は九百八十九人で、競争率は三・三〇倍でした。

比例代表選挙については、名簿を届け出た政党は十一選挙区で八政党、その届け出名簿に登載された候補者数は七百七十八人で、競争率は四・三二倍でした。なお、このうち、小選挙区選挙に届け出がなされた重複立候補者は六百三十六人でした。

この結果、小選挙区選挙及び比例代表選挙の合計の候補者数は千三百三十一人で、前回の千五百五十

九人に比べ二十八人の減少となりました。

次に、当選者の状況について申し上げます。

党派別に申し上げますと、自由民主党は小選挙区選挙で二百九十九人、比例代表選挙で七十七人、合計三百七十六人、民主党は小選挙区選挙で五十二人、比例代表選挙で六十一人、合計百一十三人、公明党は小選挙区選挙で八人、比例代表選挙で二十三人、合計三十一人、日本共産党は比例代表選挙で九人、社会民主党は小選挙区選挙で一人、比例代表選挙で六人、合計七人、国民新党は小選挙区選挙で二人、比例代表選挙で二人、合計四人、新党日本は比例代表選挙で一人、新党大地は比例代表選挙で一人で、無所属は小選挙区選挙で十八人となっております。

なお、女性の当選者は四十三人で、前回に比べ九人増加し、過去最高となっております。

次に、党派別の得票率の状況について申し上げます。

小選挙区選挙では、自由民主党四七・七七％、民主党三六・四四％、公明党一・四四％、日本共産党七・二五％、社会民主党一・四六％、国民新党〇・六四％、新党日本〇・二〇％、新党大地〇・〇二％、その他無所属を含め四・七六％でした。

また、比例代表選挙では、自由民主党三八・一八％、民主党三一・〇二％、公明党一三・二五％、日本共産党七・二五％、社会民主党五・四九％、国民新党一・七四％、新党日本二・四二％、新党大地〇・六四％となっております。

最後に、最高裁判所裁判官の国民審査の状況について申し上げます。

今回の国民審査は、前回の国民審査以降に任命された六人の裁判官について行われたものです。国民審査の結果は、罷免を可とする投票が有効投票の八・〇二％ないし七・六三％で、罷免を可としない投票の数より少なく、したがって、審査に付された全裁判官が国民の信任を受けました。

以上をもちまして、今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果の報告を終わ

ります。

○鈴木委員長 次に、第四十四回衆議院議員総選挙違反検査・警告状況について説明を求めます。警察庁縄田刑事局長。

○縄田政府参考人 平成十七年九月十一日に行われた第四十四回衆議院議員総選挙における違反行為の取り締まり状況について御報告をいたします。

選挙期日後九十日の平成十七年十二月十日現在で集計しました数字は、お手元に資料としてお配りしております表に示したとおりでございます。

検査状況は、総数で二百五十八件、五百七十九人となっておりまして、前回の総選挙における同時期の五百六十二件、七百九十人と比べますと、件数で三百四件、人員で二百一十一人減少しております。

罪種別に申し上げますと、買収百四十六件、四百一十二人、自由妨害三十四件、三十二人、戸別訪問十四件、二十九人、文書違反十八件、四十三人、投票干渉十九件、二十人、その他二十七件、三十三人となっております。買収が検査事件のうち、件数で五六・六％、人員で七二・九％を占め、最も多くなっております。

次に、警告状況を申し上げますと、総数が二千八百七十九件ございまして、前回の三千二百五十六件と比べ、三百七十七件減少しております。なお、警告事案のほとんどは文書関係についてのものでありまして、総件数の九六・四％を占めております。

以上、御報告を申し上げます。

○鈴木委員長 次に、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。竹中総務大臣。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹中総務大臣 公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直す等の措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、在外投票に関する事項であります。衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするともに、在外公館投票の終了時期を選挙の期日前六日に改めるほか、衆議院議員または参議院議員の再選挙または補欠選挙における在外公館投票の期間等を定めることとしたしております。

第二に、在外選挙人名簿の登録に関する事項であります。

在外選挙人名簿の登録に関する三カ月の住所要件を満たす前の時点においても、在外選挙人名簿への登録申請をすることができるといたしております。

第三に、選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事項であります。

選挙人名簿の抄本の閲覧が認められる場合を、一、選挙人が特定の者の登録の有無を確認する場合、二、公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動や選挙運動を行う場合、三、報道機関や学術研究機関などが政治または選挙に関する世論調査や学術調査を行う場合の三つに法令上限定するとともに、閲覧の際の手続や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁措置等に関する規定を新たに設けることとしたしております。

第四に、施行日等に関する事項であります。在外投票に関する事項については公布の日から

一年を超えない範囲内において政令で定める日、在外選挙人名簿の登録に関する事項については平成十九年一月一日、選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事項については公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、明二十一日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後零時二十二分散會

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第三十条の十五」を「第三十条の十六」に、「第二百五十五條の三」を「第二百五十五條の四」に改める。

第十九条第四項中「書類」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十八條の見出しを「登録の抹消」に改め、同条中「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、「第二号又は」を削り、同条の次に次の三條を加える。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

第二十八條の二 市町村の選挙管理委員會は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(以下この条から第二十八條の四までにおいて「閲覧事項」という。)の利用の目的

三 選挙人名簿の抄本を閲覧する者(以下この条から第二十八條の四までにおいて「閲覧者」という。)の氏名及び住所

四 次に掲げる場合に應じ、それぞれ次に定める事項

イ 申出者が選挙人又は公職の候補者等である場合 閲覧事項の管理の方法

ロ 申出者が政党その他の政治団体である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該政党その他の政治団体の役員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員會は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 公職の候補者等である申出者は、第二項第二号に掲げる利用の目的(以下この条から第二十八條の四までにおいて「利用目的」という。)を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者(当該申出者を使用される者に限る。)に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員會に申し出ることができる。

5 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員會は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとす

る。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。第十二項及び第二十八條の四において「候補者閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

6 政党その他の政治団体である申出者は、閲覧者及び第二項第四号ロに規定する範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(第十二項及び第二十八條の四において「政治団体閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

7 政党その他の政治団体である申出者は、利用目的を達成するために当該申出者以外の法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条から第二十八條の四までにおいて同じ。)に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、当該法人についての次に掲げる事項を明らかにして、その旨をその市町村の選挙管理委員會に申し出ることができる。

一 法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地

二 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由

三 法人の役員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲

四 法人の閲覧事項の管理の方法

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

8 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員會は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとす

る。この場合において、当該承認を受けた申出者は、第六項の規定にかかわらず、当該承認に係る法人(第十項から第十二項まで及び第二十八條の四において「承認法人」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

9 前項の規定による承認を受けた政党その他の政治団体に対する第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「構成員」とあるのは、

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	政治活動(選挙運動を含む)	
		公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)	政党その他の政治団体
		選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第四号イに定める事項については、この限りでない。

一 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者(以下この条から第二十八條の四までにおいて「申出者」という。)の氏名及び住所(申出者

項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、第二十八条の二からこの条までの規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

6 前各項の規定は、申出者が国等の機関である場合には、適用しない。

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

8 市町村の選挙管理委員会は、第二十八条の二第一項又は前条第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、選挙人名簿の抄本を閲覧させてはならない。

第二十九条の見出しを「(通報及び調査の請求)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第三十条の二第五項中「書類」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十条の四「除く」の下に「次条第一項において同じ。」を、「いう」の下に「同条第一項及び第三項において同じ。」を加える。

第三十条の五第一項中「前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者」を「在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するもの」に、「当該資格を有する者」を「その者」に改め、同条第三項中「ところにより」の下に「次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に定める日以後速やかに」を加え、「資格」を「在外選挙人名簿に登録される資格」に改め、「直ちに」を削り、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該申請の時の属する日

二 当該申請の時の属する日が当該申請書に当該領事官の管轄区域内に住所を有することとなつた日として記載された日から三箇月を経過していない場合 当該記載された日から三箇月を経過した日

第三十条の十第二項中「第三十条の十三を」第三十条の十四第一項に、「同項」を「第三十条の二第四項」に改める。

第三十条の十一「第二号又は」を削る。

第四章の二中第三十条の十五を第三十条の十六とし、第三十条の十四を第三十条の十五とし、第三十条の十三を削る。

第三十条の十二第二項中「在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与」を削り、同条を第三十条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

(在外選挙人証交付記録簿の閲覧)

第三十条の十四 領事官は、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために、選挙人から、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書(以下この条において「在外選挙人証交付記録簿」という。)を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該申出をした選挙人に、その確認に必要な限度において、在外選挙人証交付記録簿を閲覧させなければならない。

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、当該申出をする者の氏名及び住所その他総務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、領事官は、同項の規定による在外選挙人証交付記録簿の閲覧により知り得た事項(次項において「閲覧事項」と

いう。)を不当な目的に利用されるおそれがあることその他第一項の申出に係る閲覧を拒むに足る相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 第一項の規定により在外選挙人証交付記録簿を閲覧した者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をする目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 領事官は、第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、在外選挙人証交付記録簿を閲覧させてはならない。

第三十条の十一の次に次の一条を加える。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

第四十九条の二第一項第一号を次のように改める。

一 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙にあつてはイに掲げる期間、衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつてはロに掲げる日に、自ら在外公館の長各選挙ごとに総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下この号において同じ。の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

イ 当該選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日前六日(投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。

ロ 当該選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日前六日までの間で、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日

挙の期日前六日までの間で、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日

第四十九条の二第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二百三十六條の次に次の一条を加える。

(選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反)

第二百三十六條の二 第二十八条の四第三項(第三十条の十二において準用する場合を含む。)又は第二十八条の四第四項(第三十条の十二において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者(法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次項において同じ。))にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十八条の四第五項(第三十条の十二において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次項において同じ。))にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百五十一條中「第二百三十五條の六」の下に「第二百三十六條の二」を加える。

第二百五十二條の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条第一項中「第二百四十條」を「第二百三十六條の二第二項、第二百四十條」に改める。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條中「第二百三十五條の六」の下に「第二百三十六條の二」を加える。

第十六章中第二百五十五條の三の次に次の一条を加える。

(偽りその他不正の手段による選挙人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料)

第二百五十五條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第二百三十六條の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。

衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年四月二十五日印刷

平成十八年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C